

県では、平成23年4月を目途に、県立病院の地方独立行政法人化に向けた検討・準備を進めています。

今号では、1月に開催した第4回法人化委員会の状況についてお知らせします。



第4回法人化委員会について

1月22日(金)に第4回法人化委員会を開催し、法人化基本方針や法人の定款素案について、委員の皆さんに御審議いただきました。

法人化基本方針(案)について

「法人化基本方針」とは、地方独立行政法人の組織や制度、業務の基本的な方向などを定めるものです。今回御審議いただいた案は、前回の委員会で事務局からお示した素案に対する御意見を踏まえたものです。

基本方針(案)のポイントは次のとおりです。

県立病院のあり方について

- ・ 県内医療機関との連携の一層の推進
- ・ 政策医療をはじめ、質の高い医療を継続的、安定的に県民に提供

法人のあり方について

1 組織に関する事項

法人の設立
平成23年4月1日

県立2病院を1法人で運営

法人の種別
一般地方独立行政法人

法人の名称
地方独立行政法人山口県立病院機構

病院の名称

- ・ 山口県立総合医療センター
- ・ 山口県立こころの医療センター

役員体制

- ・ 合議制による理事会を設置
- ・ 役員として、理事長、副理事長、理事、監事を置く

2 人事給与制度に関する事項

法人の職員

- ・ 病院勤務を前提として採用された職種
法人へ承継



- ・ 県一般行政部門との人事交流が見込まれる職種 引き続き検討
- ・ 病院経営、医療事務等専門知識が必要とされる分野 段階的に法人が採用勤務条件(給与及び勤務時間等)
- ・ 法人移行時には県制度準拠
- ・ 法人移行後は医療人材確保等の観点から必要な検討を実施

3 財務会計に関する事項

資産・負債の承継
病院事業が保有する資産・負債は、原則として法人が承継

運営費負担金
法人の安定的な経営基盤確保のために、不可欠な制度であることから、繰出基準を基本としながら必要な財源の確保に向けて努力

この案に対して、各委員からは、「今までの議論を踏まえたものであり、特に異論はない」との御意見をいただきましたので、今回の案を「県立病院法人化基本方針」とすることとしました。

今後は、この基本方針に則り、「定款」や「中期目標」、法人の組織、人事給与・財務制度などについて、さらに検討・準備を進めていく予定です。

地方独立行政法人 山口県立病院機構定款(素案)について

「定款」とは？

現在、県立病院は、県の組織として、県の条例や規則に基づいて設置されていますが、地方独立行政法人では、法人の基本的な事項を「定款」によって定めます。

定款は、法人の目的や名称、業務の範囲などについて定めるものです。

地方独立行政法人を設立するには、県議会の議決を経て定款を定め、総務大臣の認可を受ける必要があります。

定款に記載しなければならない事項
地方独立行政法人法では、定款には、次の事項を記載しなければならないとされています。

今回は、県立病院法人化基本方針案などを踏まえた現時点での定款の素案をお示しし、御意見をいただきました。

(参考)

定款に記載しなければならない事項

1 目的	8 設置・管理する公共的施設の名称・所在地
2 名称	
3 設立団体	
4 事務所の所在地	9 資本金、出資等
5 法人の種別	10 公告の方法
6 役員定数・任期等	11 解散に伴う残余財産の帰属
7 業務の範囲等	

これに対して、委員からは、理事会の招集や監査結果の知事への意見提出の規定、承継財産の規定について質問がありました。

定款については、引き続き検討を進め、今後適切な時期に県議会に提出することとしています。

各委員からの御意見

本年度の法人化委員会におけるこれまでの審議を振り返って、独法化に当たって配慮すべき点や独法化後の病院に期待することなどについて御意見をいただきました。

- 「組織は人である。職員のモチベーションを損なうことは、組織自体の力を弱めることに他ならない。病院職員のモチベーションを高める仕組みづくりをどのように行うかが、今後の課題である。」



- 「独法化について、病院職員が誤解に基づく不安を抱くことのないように、職員が独法化について理解を深めることができるよう、情報提供に引き続き取り組んでいきたい。」
- 「独法化によってできること、やらなければならないことは数多くあるが、独法化すればすぐに実現できるというものではない。独法化に向けて病院の体制等を検討し、できるものについては早期に着手していきたい。」

「先行団体では、独法化前に黒字を達成している団体もあり、独法化前においても経営効率化は必須である。



独法化を契機として、さらに経営の効率化を進めていただきたい。」

「先行団体を見ても、独法化後に給与の見直しは行われていないので、職員の皆さんは、それほど不安に思われる必要はないのではないか。」

「病院職員の多くは女性が占めており、独法化後は、ワークシェアリングや短時間勤務など、働きやすい職場づくりに向けた新たな取組についても検討をお願いしたい。」

第4回委員会の資料は、医務保険課のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15100/dokuhouka/houzinkaiinkai.html>



本年度の法人化委員会は、今回で終了となります。来年度は、中期目標や法人の組織、人事給与・財務制度などについて引き続き御意見をいただく予定です。

《ご意見をお寄せ下さい》

県では、法人化委員会での検討状況に対する御意見を受け付けています。皆さんからいただいた御意見は、法人化委員会において委員へ報告することとしていますので、忌憚のない御意見をお寄せ下さい。

- 提出先：各病院事務局に設置の独法化意見箱
- 様式は任意(自由)です。無記名でも結構ですが、差し支えない範囲で職種や部署名を御記載下さい。

NewsLetter

～山口県立病院の独法化について～第6号
発行：健康福祉部医務保険課県立病院班
TEL：083-933-2910
FAX：083-933-2939
E-mail：a15100@pref.yamaguchi.lg.jp